

健康保険証の写しのマスキング（黒塗り）について

令和2年11月5日

健康保険法の改正により、令和2年10月1日から、本人確認のために医療保険の被保険者証（保険証）を使用する際、保険者番号及び被保険者番号等記号・番号の提供を求めることが禁止されました。

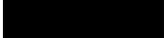
つきましては、今後、総社市が発注する建設工事等に関し、健康保険証の写しを提出する際には、次のとおり取り扱うようにお願いします。

記

総社市が発注する建設工事等において、入札参加資格の確認、配置予定技術者・現場代理人の届出、施工体制台帳の提出等の際に健康保険証の写しを添付する際には、下図のとおり、被保険者等の記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）して提出してください。

なお、当該箇所にマスキングを行わずに提出された場合でも書類は受け付けますが、総社市において当該箇所にマスキングを行いますので、あらかじめ御了承ください。

【マスキング（黒塗り）見本】

健康 保険 被保険者証	本人（被保険者）	令和〇年〇月〇日交付
	記号 	番号 
氏名	〇〇 〇〇	
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別 〇
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
事務所所在地	総社市〇〇	
事業所名称	〇〇株式会社	
保険者番号		
保険者名称	〇〇〇〇	
保険者所在地	〇〇県〇〇市	

【問い合わせ先】

総務部契約検査課

TEL 0866-92-8285